

熊本市 E C 展開支援事業補助金

【 令和 4 年度（2022 年度） 募集要項 】

受付期間

受付開始：令和 4 年（2022 年） 4 月 7 日（木）

受付締切：令和 5 年（2023 年） 1 月 31 日（火）

※予算額に達し次第、募集を終了いたします。

提出書類等の提出先・問合せ先

熊本市 産業振興課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

電 話：096-328-2950

F A X：096-324-7004

E-mail：sangyoushinkou@city.kumamoto.lg.jp

◇「申込時提出書類」（P. 14 参照）は、郵送によりご提出ください。

（※送付時は封筒の表に「熊本市 E C 展開支援事業補助金 申込書類在中」とお書きください。）

ご注意・ご連絡事項

◇提出の際、書類等の添付漏れがないよう十分にご注意ください。

◇本募集要項及び提出書類一式は熊本市ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.city.kumamoto.jp/>

熊本市 E C 展開支援事業補助金

検索



令和 4 年（2022 年）4 月

熊本市 産業振興課

【 目 次 】

◆ 「重要説明事項」(申請にあたっての注意点)	1
I 本事業について	3
1. 事業の目的	3
2. 補助対象者	3
3. 補助対象事業	5
4. 補助対象経費	6
5. 補助率及び補助上限額	9
6. 申込手続き	9
7. 採択審査	10
8. 事業実施期限等	10
9. 補助事業者の義務	11
10. その他	11
II. 参考資料	12
III. 申込時提出書類	14
IV. 提出書類様式等	14

「重要説明事項」(申請にあたっての注意点)

本補助金に係る重要説明事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認、ご理解いただいたうえで申請をお願いいたします。

1. 本補助金事業は、「熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)」に基づき実施されま す。

補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。なお、申請書類の作成・提出に際しては、添付資料の「補助要件に適合することを確認するための補足資料」において、「補助金の申請に際し、提出書類の記載内容に偽りがない」旨を誓約いただきますので、事実と異なる記載内容での申請とならないよう十分にご確認ください。

2. 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容等の変更を希望する場合(軽微な変更を除く)には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめその承認を受けなければなりません。

3. 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受 け取れません。

補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を定められた期日までに提出しなければなりません。

もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

4. 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定後であっても、実績報告書等の確認時に支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出することになります。

5. 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価50万円(税抜き)以上の自社ウェブサイトの外注による作成は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間(通常は取得日から5年間)において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

6. 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、熊本市からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。補助事業完了後、実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

7. 国・県・市町村が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一内容の事業について、国(JETRO等の独立行政法人等を含む)・県・市町村が助成する他

の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象事業となりません。

8. 1 対象者につき、年度内1回限りの申込となります。

1回の申込で対象となるのは、1つのECモール出店又は1つのECサイト構築（改修を含む）に限ります。

9. アンケート調査について

本補助金の採択事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります（補助事業完了後のフォローアップ調査含む）ので、その際にはご協力をお願いいたします。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する場合があります。

10. その他

申請・補助事業者は、本募集要項、交付要綱等の案内に記載のない細部については、熊本市からの指示に従うものとします。

I. 本事業について

1. 事業の目的

小規模企業者、中小企業者又は小規模企業者及び中小企業者を主体とした組合若しくは任意団体等が実施するEC（電子商取引）展開事業に対し必要な経費の一部を補助することで、本市物産の振興を図り、もって新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市経済の活性化に資することを目的とします。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の（１）から（３）に掲げる要件をいずれも満たす小規模企業者及び中小企業者等であることとします。

（１）小規模企業者、中小企業者又は小規模企業者及び中小企業者を主体とした事業協同組合又は協業組合若しくは任意団体であること。（次の①②をすべて満たすこと。）

- ① 熊本市内に本社または主たる事業所を有するもの。（団体の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたもの。）
- ② 小規模企業者、中小企業者又は小規模企業者及び中小企業者を主体とした事業協同組合又は協業組合若しくは任意団体であること。

※小規模企業者とは、補助対象業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以下）の事業者をいいます。

※中小企業者とは、補助対象業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が300人以下（卸売業、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては100人以下、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては50人以下）の事業者をいいます。

※「補助対象業種」は、P. 12「参考1」を参照ください。なお、業種は営む事業の内容と実態から判断します（現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって、業種を判定します）。

※発行済み株式の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する等の「みなし大企業」に該当する事業者は、補助対象者から除かれます。「みなし大企業」の定義は、P. 13「参考2」を参照ください。

※補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、協同組合等の組合、任意団体) (商工業者であること) ・個人事業主 (商工業者であること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同様) ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 等

※本事業では、以下の方は「常時使用する従業員」に含めないものとします。

- (a). 会社役員 (ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)
- (b). 個人事業主本人および同居の親族従業員
- (c). (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- (d). 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1). 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)

(d-2). 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員 (※1)」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員 (1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である) はパートタイム労働者とします。

「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

(2) 市税の滞納がないこと(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいるものは除く。)

(3) 次に掲げる「熊本市EC展開支援事業補助金の交付を受けるものとして不適当な者」に該当しない者であること。

- ・熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者。
※本事業への申込に際して、「熊本市EC展開支援事業補助金の交付を受けるものとして不適切な者」に該当しないことを申込書の提出時に誓約いただくことを必須とします。
※「熊本市暴力団排除条例」については、P. 13「参考3」を参照ください。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の(1)、(2)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。

(1) 策定した「補助事業計画」に基づいて実施する、EC展開に関する事業であること。

- ・本補助金事業は、小規模企業者及び中小企業者等の販路開拓や売上拡大の取組を支援するものです。
- ・EC展開とは、物産品等の売上増加や新たな販路開拓等を目的に、ECサイトの構築・改修、自社ホームページのEC機能拡充やECモール等への出店、ECサイトの宣伝を目的とした広告事業等の取組をいいます。
- ・既に出店しているECモール等に関する出店料や手数料は対象となりません。但し、既に公開しているECモール等の販売ページやECサイトを周知するための広告宣伝費は対象となります。
- ・既にECモールに出店していた場合でも、別のECモールに出店する又は新たに自社のECサイトを構築する取組は対象です。同様に、既に公開しているECサイトがあっても、新たにECモールへ出店する取組も対象とします。
- ・交付決定日以降に実施したものであり、かつ、令和5年(2023年)2月28日(火)までに完了する事業が対象です。
- ・開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず海外市場(越境EC)も含むことができるものとします。
- ・本事業の完了後、概ね1年以上EC展開を継続することが見込まれる事業とします。

(2) 以下に該当する事業を行うものではないこと。

- ・同一内容の事業について、国(独立行政法人等を含む)・県・市町村が助成する他の制度(補助金・委託費等)を同時に受ける事業。
※同一の補助事業(取組)について、重複して他の補助金を応募すること自体は差し支えありませんが、重複して他の補助金を受け取ることはできません。本補助金事業の採択・交付決定を受けた後、採択結果等により他の補助金を受け取ることを選択された場合は、速やかにご連絡ください。

- ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められるもの。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次の①、②の条件をすべて満たすものとなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ② 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 |
|---|

(2) 補助対象となる経費について

- ・補助対象となる経費の支出関係書類の宛名は、本補助金の交付決定を受けた「補助事業者名」で統一してください。例えば、宛名が空欄のものや従業員等の個人名が記載された領収書は、補助事業者宛に発行された領収書と認められません。また、銀行振込による支払の場合は、振込元の銀行口座名や振込依頼人名が補助事業者である必要があります。
- ・補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組が補助事業期間外であれば、当該経費は補助対象にできません。例えばECサイトの作成をしたものの、補助事業期間終了までにECサイトを公開して販路開拓等の取組を行っていない場合や、新聞・雑誌等への広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、補助事業期間終了までに広告掲載した新聞・雑誌等の発行による広報がされない場合も、当該経費は補助金の対象にできません。

(3) 電子商取引等について

電子商取引を行う場合でも、上記(1)②のとおり「証拠資料等によって金額が確認できる経費」のみが対象となります。

取引相手先によく確認し、補助金で求められる、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。

実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、補助対象にできません。

また、いわゆる電子マネーでの支払をしようとする場合でも、補助事業者からの支出であることに加え、上記と同様、補助金で求められる、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものであることが必要です。

(4) 補助対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外となります。また、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。

経費内容
① ECサイト構築費（販売ページ作成経費、コンテンツ制作費、その他のECサイト構築・改修に係る経費。）
② 出店料（初期費用、月額費用、システム利用料、その他のECモール等出店に係る経費。新規出店に限る。）
③ 手数料（販売手数料、決済手数料、その他のECモール等出店に係る手数料。新規出店に限る。）

る。)

④翻訳費（ページ内紹介文等の翻訳、多言語表記サイト構築等に係る経費、EC展開事業に係るものに限る。）

⑤広告宣伝費（リスティング広告、バナー広告、マスコミ媒体での広告等に係る経費、EC展開事業に係るものに限る。）

【各費目の説明】

① ECサイト構築費

販売ページ作成経費、コンテンツ制作費、その他ECサイト構築・改修に係る経費

- ・新たに販売ページを作成する際、又は既存の販売ページを改修する際に必要なソフトウェア等（ストア構築ツール、Webサイト作成ソフト等）の購入費や利用料、ページのデザインやコンテンツ（掲載する商品等の画像・動画の撮影費等）制作に要する経費（外注した場合に限る）、その他独自ドメイン取得費等のECサイト構築・改修に要する経費が対象です。
- ・契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用権等を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみが対象となります。
- ・パソコンやデジタルカメラ等の機器購入・リース料、レンタルサーバー利用料やプロバイダ契約料、インターネット回線費等、用途がEC展開に限らない経費は補助対象となりません。
- ・越境EC等のECサイト構築費の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を申込時及び実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。（提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。）

② 出店料

初期費用、月額費用、システム利用料、その他のECモール等出店に係る経費

- ・ECモールへ新規出店するための初期費用、固定費としての月額費用及びシステム利用料（決済サービス利用料、アフィリエイト利用料等）等の出店に要する経費が対象です。
- ・契約期間が補助事業期間を越える月額費用を支出した場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみが対象となります。
- ・越境EC等の出店に要する経費の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を申込時及び実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。（提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。）

③ 手数料

販売手数料、決済手数料、その他のECモール等出店に係る手数料

- ・ECモールで商品を販売した際の販売手数料や決済手数料、その他売上額に応じて発生する手数料（ポイント原資等）が対象です。
- ・申込時には、手数料率が記載された出店要項等、手数料が明確にできる根拠資料の提出が必要です。
- ・売上額から手数料分を控除して振込がある等の場合は、実績報告時に手数料率の明細や振込額の明細等、支払った手数料が明確にできる証拠資料の提出が必要です。

- ・越境EC等の手数料の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を申込時及び実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。（提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。）

④ 翻訳費

国外へEC展開を実施する際に、ECサイト掲載内容の翻訳を専門家に依頼するために係る経費や、多言語表記サイト構築等に係る経費

- ・文字及び音声翻訳機能を有する機器やソフトウェアの購入費及びリース料は補助対象外です。
- ・自社で翻訳する場合での資料購入費や人件費等は補助対象外です。

⑤ 広告宣伝費

EC展開の広報を行うためのWeb・メディア等を活用した広告宣伝に係る経費

- ・EC展開に関する広報をすることを目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象外です。（ECサイトの名称やURL、宣伝文句等が付記されていないものは補助対象外です。）

(5) ①から⑤に掲げる各費目に係る経費以外は、補助対象外となります。また、①から⑤に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- ・補助事業の目的に合致しないもの
- ・必要な経理書類を用意できないもの
- ・自社内部の取引によるもの（補助事業者が補助事業者以外から調達したもののうち、①から⑤に掲げる経費のみ補助対象とする。）
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例：ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入費等。）
- ・補助事業者が補助対象経費を支出する際に生じる金融機関等への振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）やインターネットショッピング決済手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料等
- ・公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とする。）
- ・各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(6) その他、補助対象経費全般にわたる留意事項

- ・補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ・小切手、手形（自社振出・他社振出とも）、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券等による支払は認められません。また、値引・割引された金額は補助対象外となります。

5. 補助率及び補助上限額

補助率及び補助上限額は、以下のとおりです。

補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助上限額	50万円（千円未満の端数が発生した場合はこれを切り捨てます）

※本制度は補助事業であり、支払を受けた補助金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。

※申請された経費は事業内容や経費の妥当性などを勘案し、審査を経たうえ、予算の範囲内で補助の対象範囲を決定いたしますので、必ずしも申請額と同額で補助決定されるものではありません。あらかじめご承知おきください。

6. 申込手続き

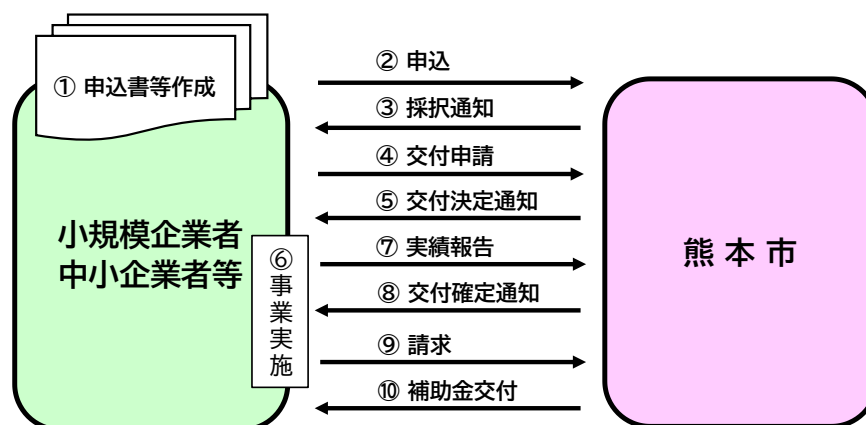
(1) 受付期間と手続きの流れ

受付開始：令和4年（2022年）4月7日（木）

受付締切：令和5年（2023年）1月31日（火）

※予算額に達し次第、募集を終了いたします。

【補助金申込の基本的な手続きの流れ】



①「熊本市EC展開支援事業補助金交付申込書（様式第1号）」と添付資料「補助事業計画書」、「補助要件に適合することを確認するための補足資料」、「市税滞納有無調査承諾書」を作成してください。

②上記①一式と「補助対象経費に係る見積書等」をあわせて、以下（2）に記載の提出先まで郵送にて提出してください。（Ⅲ. 申込時提出書類（P. 14）もご参照ください。）

※必要に応じて追加資料の提出および説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却はいたしません。

(2) 提出書類の郵送による申込先・問合せ先

熊本市 産業振興課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号 096-328-2950

※申込書類は、郵送によりご提出ください。(必ず封筒等に「熊本市EC展開支援事業補助金 申込書類在中」と記載ください。)

※問合せ等の受付時間は、8:30~12:00、13:00~17:15(土日祝日除く)です。

(3) 応募件数

同一事業者からの申込は当該年度において1件までとします。

※万が一、複数申込が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数申込が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。

※複数の屋号を使用している個人事業主も応募は1件のみです。

7. 採択審査

補助金の採択審査は、提出書類により行いますので、不備のないよう十分ご注意ください。

審査後、申込事業者に対して、郵送にて採択または不採択の結果を通知します。

8. 事業実施期限等

事業実施期限は令和5年(2023年)2月28日(火)までです。

- ・上記実施期限までの間で、事業を完了(補助対象経費の支払まで含みます)した日から30日を経過した日、または令和5年(2023年)3月31日(金)のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を取りまとめ、「熊本市EC展開支援事業補助金に係る実績報告書」と添付資料を提出しなければなりません。
- ・提出いただいた書類に基づき、順次精算手続きを行います。

9. 補助事業者の義務

本事業の採択となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。また募集要項P. 1～2記載の「重要説明事項」について、十分にご留意ください。

(1) 交付決定

- ・本事業の採択となった事業者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。
- ・交付申請書の記入にあたっては、消費税・地方消費税を除外した金額で申請してください。
- ・採択となっても、交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めます。(交付決定を受けても対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助金の交付額の確定をします。)

(2) 事業計画内容や経費の配分変更等

- ・交付決定を受けた後、補助事業の内容等を変更しようとする場合、または補助事業を中止(一時中断)、廃止(実施取りやめ)する場合は、事前に熊本市の承認を得なければなりません。

(3) 補助金の交付

- ・補助事業を完了したときは、実績報告書を提出しなければなりません。
- ・実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。(本事業では概算払いは認められません)。

(4) 補助対象事業の経理

- ・補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間(令和10年(2028年)3月31日まで)保存しなければなりません。

10. その他

- ・原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ・補助事業完了後、実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ・補助事業者が「熊本市補助金等交付規則」に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けるなど)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。
- ・本補助金の採択事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります(補助事業完了後のフォローアップ調査含む)ので、その際にはご協力をお願いいたします。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する場合があります。

II. 参考資料

【参考1】補助対象業種について

日本標準産業分類（平成25年10月改定）中、以下の分類に規定する業種が本事業の補助対象業種となります。

E 製造業	G 情報通信業
09 食料品製造業	39 情報サービス業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	I 卸売業、小売業
11 繊維工業	50 各種商品卸売業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	51 繊維・衣服等卸売業
13 家具・装備品製造業	52 飲食料品卸売業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
15 印刷・同関連業	54 機械器具卸売業
16 化学工業	55 その他の卸売業
17 石油製品・石炭製品製造業	56 各種商品小売業
18 プラスチック製品製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
19 ゴム製品製造業	58 飲食料品小売業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	59 機械器具小売業
21 窯業 土石製品製造業	60 その他の小売業
22 鉄鋼業	61 無店舗小売業
23 非鉄金属製造業	M 宿泊業、飲食サービス業
24 金属製品製造業	76 飲食店
25 はん用機械器具製造業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
26 生産用機械器具製造業	
27 業務用機械器具製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	

日本標準産業分類の規定内容の詳細については、以下の総務省のホームページにてご確認ください。

「総務省 日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）一目次」

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

【参考2】みなし大企業について

次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、本事業の補助対象外とします。

- ・発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（※1）が所有している法人
- ・発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している法人
- ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

※1 ここていう大企業とは、中小企業基本法に定義する中小企業者（※2）以外のものです。ただし、以下のものは大企業として取り扱いません。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 中小企業基本法に規定する中小企業者は以下のとおりです。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

【参考3】熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）について

◆熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

Ⅲ. 申込時提出書類

※ご自身での確認のため、用意できた提出物にチェック☑を付けてください。

提出物【必須】		提出部数	備考
<input type="checkbox"/>	①交付申込書（様式1）	原本1部	
<input type="checkbox"/>	②補助事業計画書	原本1部	
<input type="checkbox"/>	③補助要件に適合することを確認するための補足資料	原本1部	
<input type="checkbox"/>	④補助対象経費にかかる見積書等	写し1部	補助事業計画書（補助対象経費内訳表）に記載の補助対象経費の金額の根拠となる資料（見積書・ホームページ画面等の写し）を添付してください。
<input type="checkbox"/>	⑤市税滞納有無調査承諾書	原本1部	

Ⅳ. 提出書類様式等

次ページより掲載

熊本市E C展開支援事業補助金交付申込書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申込者 企業名
(団体名)
代表者

㊦

熊本市E C展開支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 補助事業の名称 | 熊本市E C展開支援事業 |
| 2 補助事業の内容 | 補助事業計画書のとおり |
| 3 補助対象経費 | 補助事業計画書のとおり |
| 4 補助金の交付申込額 | 補助事業計画書のとおり |
| 5 補助事業完了予定日 | _____年 _____月 _____日
※補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了する予定の日付 |
- 6 添付資料
- (1) 補助事業計画書
 - (2) 補助要件に適合することを確認するための補足資料
 - (3) 補助対象経費に係る見積書等
 - (4) 市税滞納有無調査承諾書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

補助事業計画書

<申請者の概要>

(ふりがな) 名称 (商号または屋号)			
法人番号 (13桁)			*個人事業主は「なし」と記載してください。
主たる業種			*日本標準産業分類の中分類を記載してください。
本社または主たる事業所の所在地			
常時使用する従業員数	人	*常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。 *従業員数が中小企業者等の定義を超える場合は申請できません。	
資本金額 (個人事業主は不要)		万円	
担当者	(ふりがな) 氏名		役職
	電話番号		携帯電話番号
	FAX 番号		E-mail アドレス
1. 企業概要			
2. 顧客ニーズと市場の動向			
3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み			
4. 経営方針・目標と今後のプラン			

※全ての欄が必須記入です。欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

<補助事業の内容>

<p>EC展開の手法 ※取組予定内容にチェック☑</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 ECモール等への出店 (出店予定モール等名：)</p> <p><input type="checkbox"/> 2 自社ECサイトの構築 (既存HPへのEC機能拡充を含む)</p> <p><input type="checkbox"/> 3 ECサイトの改修</p> <p><input type="checkbox"/> 4 ECサイトの広告</p> <p>※2・3の場合 (既存サイトURL：)</p>
<p>サイト開設(改修・モール出店)予定日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>EC展開の目的・内容</p>	<p>(目的)</p> <p>(内容)</p>
<p>販売予定商品概要 ※商品名・価格・特徴等 ※主要3品目程度</p>	
<p>成果目標</p>	
<p>月間売上額(平均)</p>	円
<p>月間受注件数(平均)</p>	件

※全ての欄が必須記入です。

欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

<補助対象経費内訳表>

(単位：円)

経費区分	事業に要する経費 (税抜)	内容及び積算明細
① ECサイト構築(改修)費		
② 出店料		
③ 手数料		
④ 翻訳費		
⑤ 広告宣伝費		
(1) 合計		
(2) 補助金の交付申込 (申請)額		* (1) × 補助率 1/2 以内 (千円未満切り捨て) * 上限は 50 万円

※金額の根拠となる資料(見積書等)を添付してください。

※欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

<資金調達方法>

(単位：円)

区 分	金 額	内 容
1 自己資金		
2 市補助金		熊本市EC展開支援事業補助金
3 その他		
合 計		

補助要件に適合することを確認するための補足資料

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者職氏名

I. 【法人のみ回答(必須)】みなし大企業に該当するか否か(①、②のいずれか一つを選択)

- ① () 該当しない
② () 該当する *該当する事業者は対象外のため、申請できません。

II. 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当するか否か(①、②のいずれか一つを選択)

- ① () 該当しない
② () 該当する *該当する事業者は対象外のため、申請できません。

III. 補助金の申請に際し、提出書類の記載内容に偽りがないことを誓約するか否か(①、②のいずれか一つを選択)

- ① () 誓約する
② () 誓約しない *誓約しない事業者は対象外のため、申請できません。

IV. 補助事業として取り組むものが、国・地方公共団体等の他の補助金を同時に受けている(受ける予定がある)か否か(①、②のいずれか一つを選択)

- ① () 該当しない
② () 該当する

担当課

産 業 振 興 課

市 税 滞 納 有 無 調 査 承 諾 書

熊本市EC展開支援事業補助金申請に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について下記の内容を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 所在地又は住所

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者職氏名

電話番号

納税課確認欄

申請者

1. 滞納なし

2. 滞納あり 市民税(特徴・普徴) ・ 固定資産税 ・ 法人市民税
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税
その他 (

3. 滞納あり (分割納付約束履行中)

(滞納解消予定時期 年 月 日)

上記のとおり確認しました。

令和 年 (年) 月 日

納 税 課 長